

特定非営利活動法人 ネットワークダンス村 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ネットワークダンス村と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県郡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福島県内において、生涯スポーツとしての社交ダンスの普及および発展を図ることを目的とする。

社交ダンスは、英国を中心とするヨーロッパに起源を持ち、宮廷舞踏やバレエを源流とするものである。礼儀作法を身につける機会としても優れており、子どもの頃から始めることによって大きな教育的効果が期待できる。

また、男女の健全な交流を促すコミュニケーション手段であり、年齢を問わず楽しむことができる生涯スポーツとしての側面を有している。

この法人は、こうした社交ダンスの特性を広く市民に理解してもらうとともに、その普及と発展に努めるものである。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術・文化・芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①社交ダンス（シークエンスダンスを含む）の普及活動
- ②ジュニアスクールの開催およびその支援
- ③ジュニア・ジュブナイル選手の育成支援事業
- ④福島県代表選手団の支援および後援活動
- ⑤社交ダンスを通じた健康づくりや地域交流に関する活動
- ⑥高齢者・障がい者等の参加促進を図るダンス活動の企画および支援
- ⑦関係団体や行政機関との連携による地域貢献活動の推進

(2) その他の事業

- ①これらの活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言、その他の支援に関する事業

- 2 前項に掲げるその他の事業は、前項に掲げる特定非営利活動に係る事業の遂行に支障がない範囲で行うものとし、当該事業により得られた利益は、同項の事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し本会目的の達成に協力する個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に書面または電磁的方法をもって申し込むものとし、理事長は入会希望者があるときは、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員および賛助会員は、理事会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に書面または電磁的方法をもって提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任または解任

(6) 会員の除名

(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面
または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、
その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書
面、電磁的方法のいずれかをもって、少なくとも開催日の10日前までに通知
しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができ
ない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知
した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2
分の1以上の同意があった場合、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を

もって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法による意思表示をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるWEB会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性がされているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（当該場所に存しない社員が総会に出席した場合における当該出席方法を含む）
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面または電磁的方法若しくはWEB会議システムによる表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の議決があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および活動予算並びにその変更
- (4) 入会金および会費の額
- (5) 借入金に関する事項及び新たな義務の負担または権利の放棄、
その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (7) 資産の管理の方法

(8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(9) 役員の職務および報酬

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の

3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全

員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法、ネットワーク機器等の接続によるWEB会議システムによって理事会に参加し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法若しくはWEB会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の議決があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 理事会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、
理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負

担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に掲げる者のうち、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経て選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場、ウェブサイトに掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 蒲生 勝則

副 理 事 長 慶徳 孝一

副 理 事 長 小針 博孝

理 事 武井 久美子

理 事 宇佐見 久美子

監 事 齋藤 淳子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年会費 3,000円

(2) 賛助会員 年会費 一口1,000円、 個人 1口以上

団体 10口以上

上記は、当法人の定款の写しに相違ありません。

令和 8 年 8 月 2 日

福島県郡山市大槻町字柏山 24 番地の 7

特定非営利活動法人 ネットワークダンス村

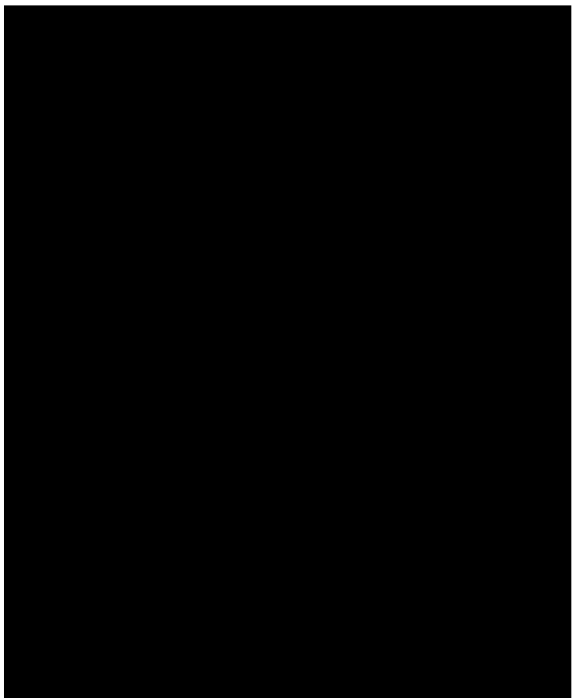
理事 蒲生 勝則



(法 第 1 0 条関係)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人ネットワークダンス村

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	蒲生 勝則		無
副理事長	慶徳 孝一		無
副理事長	小針 博雄		無
理 事	武井 久美子		無
理 事	宇佐見 久美子		無
監 事	齋藤 淳子		無

備考

- 1 「役職名」には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」には、福島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第3項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(法 第 10 条関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

本法人は、福島県郡山市およびその周辺地域において、生涯スポーツとしての社交ダンスの普及および発展を図ることを目的とする。

社交ダンスは、ヨーロッパの宮廷文化を源流とし、礼節・協調性・美しい身体表現を育む文化的価値を有している。また、子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しむことができ、健康増進、コミュニケーションの促進、地域交流の活性化など、多面的な社会的効果を持つ生涯スポーツである。

しかし、郡山市においては、社交ダンスに触れる機会が十分とはいえず、特に子どもや若年層が気軽に参加できる環境整備が課題となっている。こうした状況を踏まえ、本法人は社交ダンスの文化的・教育的・健康的価値を広く市民に伝え、地域社会の健全な発展に寄与することを目的として設立するものである。

また、社交ダンスは「ペアで行う」「音楽に合わせる」「礼節を重んじる」という特性から、コミュニケーション能力の向上、姿勢改善、孤立防止、世代間交流の促進など、地域社会が抱える課題の解決に寄与し得る活動である。

これらの価値を地域に広げるためには、営利目的ではなく、公共性を重視した継続的な活動が必要であり、特定非営利活動法人としての組織化が最も適切であると判断した。

以上の趣旨に基づき、社交ダンスの普及と発展を通じて、市民が健やかに、豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、本法人を設立するものである。

2 申請に至るまでの経過

平成 11 年 12 月 有志 8 名が集い、郡山商工会議所大ホールにて市民向けシークエンスダンス講習会を開催

平成 12 年 1 月～12 月 シークエンスダンス講習会を福島県内各地で開催（6 地区 87 名参加）

平成 13 年 12 月 郡山市「ホテルはまつ」にて「第一回シークエンスダンス選手権大会」を開催

平成 14 年 12 月～平成 20 年 12 月 「シークエンスダンス選手権大会」を開催（第 9 回大会まで）

平成 20 年 9 月 まなびピア福島県大会参加事業
（公財）日本ボールルームダンス連盟
「ダンスマイライフフェスティバル I N 福島」の出演協力

平成 21 年 東日本大震災が発生し活動休止

令和 4 年 6 月 ジュニアスクール活動支援・東日本県別対抗戦福島県代表選手派遣支援を始める

令和 7 年 6 月 上記活動に加え、ねんりんピック福島県代表選手派遣支援を始める

令和8年6月 設立発起人 蒲生勝則、慶徳孝一、小針博孝、武井久美子、宇佐見久美子、齋藤淳子が集い、NPO法人化を検討。

令和8年7月 設立発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、会費、財産、令和8年度及び令和9年度の事業計画、活動予算、役員の方案を審議し決定した。

令和8年8月 設立総会を開催し、議案について承認され、申請に至る。

令和8年 8 月 2 日

特定非営利活動法人ネットワークダンス村

設立代表者 住所又は居所

氏名

蒲生勝則

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ネットワークダンス村

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① 社交ダンス(シークエンスダンスを含む)の普及活動	・市民向け社交ダンス体験会の開催および支援	(A) 年間 4 回 (B) 郡山市および 周辺地域の体 育施設 (C) 2~3 人	(D) 郡山市お よび周辺地 域の一般市民 (E) 不特定多 数	100
② ジュニアスクールの開催およびその支援	・就学前児童・小学生・中学生を対象としたジュニアダンススクールの開催および支援	(A) 毎週 1 回(年 間 40 回程度) (B) 郡山市および 周辺地域のダ ンススクール (C) 2~3 人	(D) 就学前児 童・小学 生・中学生 (E) 40 名	100

③ ジュニア・ジュブナイル選手の育成支援事業	・ジュニア・ジュブナイル選手向け強化研修会への参加支援	(A) 年間4回 (B) 郡山市および周辺地域のダンススクール (C) 2～3人	(D) 競技ダンスを志すジュニア・ジュブナイル選手 (E) 10人	100
④ 福島県代表選手団の支援および後援活動	・東日本県別対抗戦代表選手団に対する派遣支援	(A) 年1回 (B) 福島県内練習施設 (C) 2～3人	(D) 代表候補選手およびその指導者 (E) 10名	360
	・ねんりんピック福島県代表選手団に対する派遣支援	(A) 年1回 (B) 福島県内練習施設 (C) 2～3人	(D) 代表候補選手およびその指導者 (E) 10名	60
⑤ 社交ダンスを通じた健康づくりや地域交流に関する活動	・シークエンスダンス協会、(社)日本介護予防ダンス協会との地域支援活動	(A) 年2回 (B) 郡山市および周辺地域のダンススクール (C) 2～3人	(D) 地域交流を希望する市民 (E) 120名	—
⑥ 高齢者・障がい者等の参加促進を図るダンス活動の企画および支援	・車椅子ダンスの普及活動支援	(A) 施設訪問: 年4～6回 (B) 高齢者施設・障がい者支援施設 (C) 3人	(D) 高齢者や障がいのある方、介助者や家族 (E) 120名	—
⑦ 関係団体や行政機関との連携による地域貢献活動の推進	・ダンス講師派遣等を通じ地域貢献活動を推進	(A) 年間を通じて随時 (B) 郡山市内公共施設 (C) 3人	(D) 行政機関、学校、地域団体、福祉団体 (E) 20名	100

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
--------------------	----------	---	-------------------------

① これらの活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言、その他の支援に関する事業	・(公益)日本ボールルームダンス連盟に対する事業支援 ・福島県ボールルームダンス連盟に対する事業支援 ・福島県アマダンス地域指導員協会に対する事業支援 ・シークエンスダンス協会、車椅子ダンス協会、(社)日本介護予防ダンス協会との連携による地域支援活動	今年度、実施予定なし	0
---	--	------------	---

(備考)

1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

2 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係「翌事業年度の事業計画書」)

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人ネットワークダンス村

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① 社交ダンス(シークエンスダンスを含む)の普及活動	・市民向け社交ダンス体験会の開催および支援	(A) 年間 4 回 (B) 郡山市および 周辺地域の体 育施設 (C) 2~3 人	(D) 郡山市お よび周辺地 域の一般市民 (E) 不特定多 数	100
② ジュニアスクールの開催およびその支援	・就学前児童・小学生・中学生を対象としたジュニアダンススクールの開催および支援	(A) 毎週 1 回(年 間 40 回程度) (B) 郡山市および 周辺地域のダ ンススクール (C) 2~3 人	(D) 就学前児 童・小学 生・中学生 (E) 40 名	100

③ ジュニア・ジュブナイル選手の育成支援事業	・ジュニア・ジュブナイル選手向け強化研修会への参加支援	(B) 年間4回 (B) 郡山市および周辺地域のダンススクール (C) 2～3人	(D) 競技ダンスを志すジュニア・ジュブナイル選手 (E) 10人	100
④福島県代表選手団の支援および後援	・東日本県別対抗戦代表選手団に対する派遣支援	(A) 年1回 (B) 福島県内練習施設 (C) 2～3人	(D) 代表候補選手およびその指導者 (E) 10名	360
	ねんりんピック福島県代表選手団に対する派遣支援	(A) 年1回 (B) 福島県内練習施設 (C) 2～3人	(D) 代表候補選手およびその指導者 (E) 10名	60
⑤ 社交ダンスを通じた健康づくりや地域交流に関する活動	・シークエンスダンス協会、(社)日本介護予防ダンス協会との協力	(A) 年2回 (B) 郡山市および周辺地域のダンススクール (C) 2～3人	(D) 地域交流を希望する市民 (E) 120名	—
⑥ 高齢者・障がい者等の参加促進を図るダンス活動の企画および支援	・車椅子ダンスの普及活動支援	(A) 施設訪問: 年4～6回 (B) 高齢者施設・障がい者支援施設 (C) 3人	(D) 高齢者や障がいのある方、介助者や家族 (E) 120名	—
⑦ 関係団体や行政機関との連携による地域貢献活動の推進	・ダンス講師派遣等を通じ地域貢献活動を推進	(A) 年間を通じて随時 (B) 郡山市内公共施設 (C) 3人	(D) 行政機関、学校、地域団体、福祉団体 (E) 20名	100

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日 時 (B)当該事業の実施予定場 所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① これらの活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言、その他の支援に関する事業	・(公益)日本ボールルームダンス連盟に対する事業支援 ・福島県ボールルームダンス連盟に対する事業支援 ・福島県アマダンス地域指導員協会に対する事業支援 ・シークエンスダンス協会、車椅子ダンス協会、(社)日本介護予防ダンス協会との連携による地域支援活動	今年度、実施予定なし	0

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ネットワークダンス村
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	0		
		30,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		
		1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
イベント事業収益	0		
		0	
5. その他収益			
受取利息	10		
雑収益	10,000		
		10,010	
経常収益計			1,040,010
II 経常費用			
1. 事業費 (注1)			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	60,000		
雑給	280,000		
人件費計	340,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
消耗品費	30,000		
雑費	30,000		
支援金	400,000		
その他経費計	480,000		
事業費計		820,000	
2. 管理費 (注1)			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	30,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
租税公課	0		
支払手数料	220,000		
その他経費計	260,000		
管理費計		260,000	
経常費用計			1,080,000
当期経常増減額			-39,990
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0

IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-39,990
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額 (注2)			-39,990

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。(注3)

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) 次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

(注3) その他の事業を定款に掲げていない法人はこの脚注は不要。

令和 9 年度活動予算書
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
特定非営利活動法人ネットワークダンス村
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	0		
		30,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	600,000		
		600,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
販売事業収益	0		
受託事業収益	0		
		0	
5. その他収益			
受取利息	20		
雑収益	20,000		
		20,020	
経常収益計			650,020
II 経常費用			
1. 事業費 (注 1)			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	60,000		
雑給	280,000		
人件費計	340,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
消耗品費	30,000		
雑費	30,000		
支援金	400,000		
その他経費計	480,000		
事業費計		820,000	
2. 管理費 (注 1)			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	60,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
租税公課	30,000		
支払手数料	10,000		
その他経費計	110,000		
管理費計		110,000	
経常費用計			930,000
当期経常増減額			-279,980
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0

IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-279,980
前期繰越正味財産額 (注2)			-39,990
次期繰越正味財産額			-319,970

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。(注3)

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) 当初年度活動予算書(前事業年度活動計算書)の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

(注3) その他の事業を定款に掲げていない法人はこの脚注は不要。